

青切符の対象となる 主な違反行為と反則金

携帯電話の使用等(保持)



12,000円

信号無視



6,000円

無灯火



5,000円

傘差し運転



5,000円

遮断踏切立ち入り



7,000円

一時停止無視



5,000円

二人乗り



3,000円

イヤホン等使用運転



5,000円

ブレーキ無し自転車の運転



5,000円

横断歩行者の通行妨害



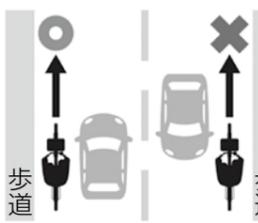
6,000円

横並び走行



3,000円

右側通行等



6,000円

お知らせ 自転車の交通違反に「青切符」が導入されます



問い合わせ 危機管理課交通政策室交通政策・交通安全・防犯担当

自転車に関連する交通事故は増加傾向です。
自転車の死亡・重傷事故のうち、約4分の3には自転車側にも違反があります。
このことから、道路交通法が一部改正され、自転車を含む軽車両での交通違反者に対して、交通反則通告制度(通称「青切符」制度)が導入されます。
青切符の導入によっても、自転車の基本的な交

通ルールや交通違反の指導取り締まりについての考え方は変わりません。これまで禁止されていた行為への対応が強化されるものです。
自転車での飲酒運転や妨害運転等は、これまでと同様に赤切符(刑事罰)が適用されます。
自転車は法令・交通ルールを守って利用しましょう。

期目

4月1日(水)から

青切符の対象

自転車の交通違反をした
16歳以上の人

※運転免許証の保有の有無は関係ありません。

青切符とは

一定の道路交通法違反(比較的軽微なもの)をした運転者に対して、警察官から渡される交通反則告知書のことです

青切符を交付されたら

交付された人は、反則金を納めることで刑事手続きを受けずに済みます



頭部を守りましょう

自転車乗車中の交通事故で亡くなった人は、約5割が頭部に致命傷を負っています。また、自転車乗車中の交通事故で主に頭部を負傷した死者・重傷者のうち、ヘルメットを着用していなかった人の割合は、着用していた人と比べて、約1.7倍高くなっています。



命を守るため「ヘルメット」を着用し、自転車を安全に利用しましょう。詳しくは、警察庁ホームページをご覧ください。

自転車用ヘルメットの購入を支援しています

市には児童・生徒・高齢者の皆さんが自転車用ヘルメットを購入した際の補助制度があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



知ろう！守ろう！自転車安全利用五則

- ①車道が原則・左側通行、歩道は例外・歩行者優先
 - 車道を通行する時は、道路の中央から左側部分の左端に寄って通行しなければなりません。
 - 歩道を通行できる場合は、歩行者を最優先し、車道寄りを徐行しなければなりません。
 - 歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - 信号機のある場所では、青信号でも左右の安全を確認してから進みましょう。
 - 一時停止の標識がある交差点は、必ず止まって、左右の安全を確認しましょう。
- ③夜間はライトを点灯
 - 夜間は必ずライトを点灯し、反射機材を付けましょう。
- ④飲酒運転は禁止
 - お酒を飲んだら運転してはいけません。飲酒運転は罰則の対象です。
- ⑤ヘルメットを着用
 - 事故の被害を軽減させるため、ヘルメットを着用しましょう。
 - 幼児・児童を保護する責任のある人は、ヘルメットを着用させましょう。